

○東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例

昭和39年7月7日

条例第31号

地方自治法第138条の4及び第202条の3に基づき制定

(設置)

第1条 東京都台東区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育委員会の教育長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じて審議するため、区長の附属機関として、東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(意見の聴取)

第2条 区長は、議員報酬等の額の定め方に関する事項を改めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別区人事委員会が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の規定に基づき給料表に関する勧告をしたときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、必要があると認めるときは、議員報酬等の額の適否について審議会の意見を聴くことができる。

(組織)

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験を有する者、その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の選任、権限)

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、区長が招集する。

(定足数及び議決)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもつてあてる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中東京都台東区防災会議の項の次に次の1項を加える。

区長	東京都台東区特別職報酬等審議会	日額 1,000円	2等級の職務にある者 相当額
----	-----------------	-----------	-------------------

付 則（昭和48年12月15日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年9月26日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月2日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年10月24日条例第41号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（平成27年2月20日条例第9号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

